

滋賀県医師協同組合員向け融資「ドクタープラチナム」

令和2年4月1日現在

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県医師協同組合員向け融資「ドクタープラチナム」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての要件を満たす個人または法人の方。 <ul style="list-style-type: none"> ①滋賀県医師協同組合員である方（賛助会員を含む）。 ②当金庫営業エリア内に居住または勤務、もしくは事業所を有している方。 ・お申し込みの際は、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・開業資金、運転資金、病院・診療所およびそれらの付帯施設の建築・増改築資金、医療に必要な機械器具・備品・消耗品の購入資金、子弟教育資金、上記資金用途により申込人本人が借入した資金の借換資金。
ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1億2,000万円以内（1万円単位）。 ただし、開業後1年未満の方については、10万円以上8,000万円以内。
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上20年以内（元金返済据置期間は最長1年）。
ご融資利率	<p>[変動金利型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率 ご融資利率は店頭でご確認ください。なお、ご融資利率の基準となる金利はみずほ銀行が毎月発表する長期プライムレート（以下、長期プライムレート）とし、その長期プライムレートから年0.30%金利引下げたものをご融資利率といたします。また、利率は金融情勢などに応じて変動します。 ・ご融資後の利率の見直し 毎年4月1日および10月1日を見直し基準日として年2回行い、各基準日における長期プライムレートと、その直前の基準日における長期プライムレートとの利率差だけ融資利率を変動します。新融資利率は、4月1日基準日は同年7月の約定返済日の翌日から、10月1日基準日の場合は翌年1月の約定返済日の翌日からそれぞれ適用されます。 ※社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会からの診療報酬金受取口座が当金庫に既にある、またはご融資の実行までに上記受取口座を新規開設する場合は、更に年0.2%金利優遇いたします。 ※令和2年4月1日以降の新規ご融資分より、ご融資実行時からご返済期間の全期間を通じて適用される最下限利率を、診療報酬金受取口座の有無にかかわらず、年0.45%といたします。 <p>[固定金利型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ご融資利率は店頭でご確認ください。なお、ご融資利率の基準となる金利は長期プライムレートとし、その長期プライムレートに年0.40%金利上乗せしたものをご融資利率といたします。また、利率は金融情勢などに応じて変動します。 ※社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会からの診療報酬金受取口座が当金庫に既にある、またはご融資の実行までに上記受取口座を新規開設する場合は年0.2%金利優遇いたします。 ※令和2年4月1日以降の新規ご融資分より、ご融資実行時に適用される最下限利率を、診療報酬金受取口座の有無にかかわらず、年1.15%といたします。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等返済とします。また、1年以内で元金返済を据置することができます。なお、ボーナス月増額返済はできません。 ・返済日は5日、10日、15日、20日、25日のいずれかとし、ご指定口座より自動引落しさせていただきます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ご所有の土地等の不動産に当金庫を第一順位とする（根）抵当権を設定させていただきます。ただし、1,000万円までは無担保扱いも可能です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、法人の方は代表者1名、個人事業者の方は配偶者またはそれに代わる法定相続人1名の連帯保証が必要です。

手数料	・詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください。
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-5492-74）にお申し出ください。
紛争解決措置	紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。